

令和6（2024）年度 和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

図（公財）和歌山県人権啓発センター ☎435-5420



優秀賞 高校生の部

県立和歌山高等学校 西川 凜さん



優秀賞 小学生の部

市立名草小学校 嶋 康勝さん

こころ 人権の詩 2024 受賞作品 (公財) 和歌山県人権啓発センター

知事賞（最優秀賞） 一般（高校生）の部 県立向陽高等学校 藤崎 愛さん

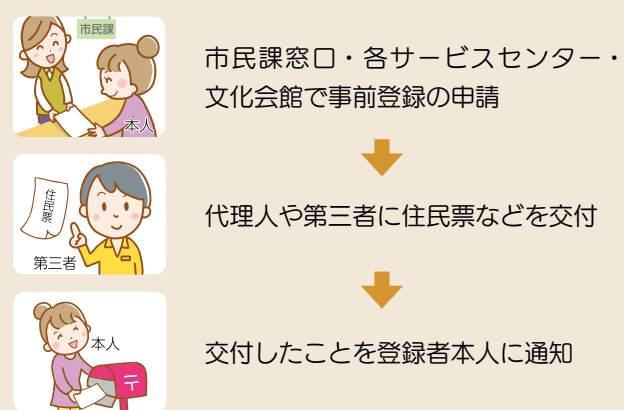
「どんなにつらい日でも」

おばあさんに優しい声で話しかけられた
「不思議な空だね」
「まるで鳥の羽みたいな雲の形だね」って
顔をくしゃくしゃにして嬉しそうに
それを見て私は
「そうですね」
としか言えなかったけど
私も同じこと思っていましたって
言えばよかったな
すごく嬉しかった
嫌なことがあった日も
こんな優しい人がいるから
私のように救われる人がいるんだ
ありがとうと伝えたいな

「本人通知制度」の登録を受け付けています。住民票・戸籍謄本など、第三者に不正取得はさせない！

本人通知制度は、住民票の写しや、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。
住民票の写し等の不正請求と不正取得を抑止し、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

制度のイメージ



本人通知制度を利用するには…

事前に登録が必要です。
本人通知制度登録申請書を提出してください。

① 登録できる方

和歌山市に住民登録や戸籍のある方

② 必要なもの

運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類

③ 対象となる証明書

住民票の写し（除票の写しを含む）、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し（除票の写しを含む）、戸籍謄（抄）本、除籍謄（抄）本、戸籍の記載した事項に関する証明書

● 登録申請窓口／・市役所 1 階 市民課 3 番 本人通知窓口
・各サービスセンター、各文化会館

● 問合先／市民課 ☎435-1201
（平日 8 時 30 分～17 時 15 分 ※木曜日は 19 時まで）

第 43 回 和歌山県小学校人権の花運動

「人権の花運動」とは、次代を担う小学生が協力して花を栽培することで、優しい思いやりのある心をはぐくむことを目的として実施している運動です。

● 優秀賞 市立有功東小学校



● 優秀賞 市立今福小学校



えせ同和行為にご注意を！

「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が人々に根強く残っていることに乗じて、同和問題を口実に何らかの利益を得るために企業や行政機関などに不当な圧力をかけることを「えせ同和行為」といいます。

えせ同和行為に遭遇した場合は、「検討します」などのあいまいな発言をせず、毅然とした態度で断ってください。また、そのような行為があれば人権同和施策課までご連絡ください。

図 人権同和施策課 ☎435-1058

人権相談ダイヤル（人権ホットライン）

☎ 435-1110（平日 9 時～ 17 時）

「ネット 110 番」

インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の相談窓口

電話

☎435-1110（人権同和施策課直通）
平日 9 時～17 時

相談
フォーム

<https://logoform.jp/form/fkMM/147649>



今月の題字、私が制作しました



市立和歌山高等学校
デザイン表現科 2 年
嘉住 美咲さん

秋の夜空の落ち着いた感じと紅葉した山や葉のあたたかみを感じるデザインにしました。

11月は「和歌山市人権啓発推進月間」です



同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、今なお国民の一部の人々が同和地区、被差別部落などと呼ばれる地区出身や、そこに住んでいることを理由に差別を受けることがある、我が国固有の人権問題です。

同和問題（部落差別）は、これまでの取り組みによって少しずつ解消に向けて進んでいるものの、結婚に際しての身元調査として戸籍等が不正取得されたり、不動産売買や転居の際の同和地区に対する忌避意識が一部にあります。また、SNS上での差別的な書き込みや地域を特定するような情報を流すなど、部落差別の解消を妨げる行為が依然として続いています。さらに、最近では、同和問題（部落差別）を知らないという人や、聞いたことがあるだけという人が増えてきています。

同和問題（部落差別）は、そういった問題とは無関係だと感じている人の前にも、ある日突然訪れます。私たち一人ひとりが同和問題（部落差別）に対する正しい知識と理解を深め、自分自身の問題としてしっかりと受け止める準備をしておくことが重要です。



女性の人権

我が国では男女共同参画社会を実現するため、「男女共同参画社会基本法」・「男女雇用機会均等法」・「女性活躍推進法」など法律の整備が進められてきました。

女性の人権をめぐる問題として、今なお社会には男女差別、配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、セクシャルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）などがあり、男女平等とは言えないのが現状です。

また、男女共同参画社会の実現を妨げている要因として、固定的な性別役割分担意識や、就労上の男女格差、男性中心の政策決定などがあげられます。それにより、依然として賃金、雇用形態などに男女の格差が残り、女性の就労や生き方の自己決定を阻んでいます。性別により差別されたり、役割を強制されることなく、すべての個人が互いに尊重される社会にするためには、女性の活躍を推進していくだけではなく、これまで男性中心にくられてきた社会構造を見直す必要があります。ジェンダーの問題を誰もが我が事として認識し、解決に向け取り組むことが重要です。



高齢者の人権

高齢者人口の増加に伴い、2000年に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度がスタートしました。2006年には、高齢者の尊厳保持の重要性から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、施策が進められています。

しかし、家族構成や高齢者のコミュニティのあり方が変容するにつれて、家族や地域との関わりが少なく、社会的に孤立して生きがいを喪失することが起きています。そればかりか、養護者からの身体的・心理的な虐待、介護放棄、本人の意に反して財産を処分される経済的虐待、さらには、振り込め詐欺や悪徳商法など、高齢者が被害にあう問題なども増えてきています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域住民が互いに理解し合い、共に支え合う社会の実現が必要です。地域ぐるみで人権意識の向上を図ることはもとより、認知症に関する知識や権利擁護の推進など、高齢者への理解を深めるとともに、生き生きと暮らしていくための環境づくりが求められています。



障害のある人の人権

障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合い、分け隔てなく共に生きる社会をつくることは、私たちが取り組むべき課題です。

これまで障害のない人に合わせた社会がつくられてきました。障害のある人は、社会的バリア（障壁）のため日常生活で不便さを感じ、社会参加において困難に直面するなど、安心して生き生きとした生活を妨げられてきました。

2011年には「障害者基本法」の改正が行われ、あらゆる分野において、分け隔てられることなく他者と共生することができるよう社会の実現が新たに規定されました。また、2016年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止、障害のある人からの配慮を求める意思表示に対する合理的配慮を行うことなどが明記されるなど、共に生きる社会の実現や社会的なバリアを取り除くための法整備が進められています。

差別や不平等を生み出す社会的バリアを取り除くことは社会の責務であります。私たち一人ひとりがそれを理解し、具体的な行動に移すことが大切です。



こどもの人権

こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければならない存在です。こどもは身体的及び精神的に未熟な存在であるがゆえに、法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、世話することが必要であり、こどもを権利の主体として尊重することが重要です。しかしながら、社会においてはいじめや体罰、保護者からの虐待、貧困、SNS上の匿名性を悪用した誹謗中傷など、こどもの健全な成長や安全が脅かされています。

このような中、こどもの権利を守る法律「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。「こども基本法」には、「自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること」や「こどもの意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」などがうたわれています。

こどもが普段何気なくつぶやいた言葉や、表情から真意をくみとることも意見を聞くことになります。毎日の生活の中で、こどもの意見を見逃さず、尊重していくのは、まわりの大人の仕事です。



インターネットと人権

2025年4月1日に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」（通称…情プラ法）は、SNS上の誹謗中傷や権利侵害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、迅速な対応、運用状況の透明化に係る措置を義務つけた法律です。

大規模プラットフォーム事業者には、現在YouTube、Yahoo!知恵袋、LINEオープンチャット、LINE VOOM、Facebook、TikTok、X（旧ツイッター）などのサービスを提供する事業者が総務省から指定されています。

事業者は、誹謗中傷や権利侵害の申し出を受けた場合、7日以内に対応を判断し、その結果を通知することになっています。また、年に一度その運用状況を公表することを求められています。さらに、違法情報の削除促進も含まれており、名誉棄損やプライバシー侵害、違法薬物や闇バイトの募集などが削除対象として総務省より例示されました。

この法律の目的は、被害者の救済を迅速化し、SNS上の健全な情報流通を促進することです。

この法律により、SNS上での誹謗中傷被害が減少し、より安全で信頼できる情報が提供されると期待されています。